地域密着型サービス状況報告

■地域密着型サービスについて

地域密着型サービスは、高齢者が、可能な限り住み慣れた身近な地域において、きめ細かい介護サービスを受けながら生活を継続できるようにとの趣旨から、平成18年4月に創設され、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)、地域密着型通所介護の9つのサービスがあり、市町村が事業所の指定・監督を行う。介護保険法改正により、定員が18人名以下の小規模な通所介護事業所は、平成28年4月から地域密着型サービスに移行し、町内では地域密着型通所介護は2事業所が対象となっている。

原則として所在市町村の住民(被保険者)が利用できる。

■指定について

① 指定済の事業所名(町内7箇所)

事業所名	法人名	事業の種別
グループホームなぎさ	㈱アイズ	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
定員	所 在 地	指定年月日
18名(2ユニット)	岬町淡輪 4658	初回指定:2009/10/1
	番地の 1	更新指定:2021/10/1~2027/9/30
事業所名	法人名	事業の種別
ひらり	㈱フラットワン	(介護予防)小規模多機能型居宅介護
定員	所 在 地	指定年月日
登録18名、通い9名、	岬町多奈川谷川	初回指定:2009/3/1
宿泊6名	1847番地の4	更新指定:2021/3/1~2027/2/28
事業所名	法人名	事業の種別
ぽぽろ淡輪デイサービ	(福)順風会	地域密着型通所介護
スセンター	(個) 順出云	地域名有至地的月霞
定員	所 在 地	指定年月日
18名	岬町淡輪 1149	初回指定:2003/9/1
	番地の3	更新指定:2021/9/1~2027/8/31
事業所名	法人名	事業の種別
陽だまり岬	㈱ケアライフサ	地域密着型通所介護
	ポート	地域省有空地別月暖
定員	所 在 地	指定年月日
10名	岬町多奈川谷川	初回指定:2015/5/1
	1619番地の2	更新指定:2021/5/1~2027/4/30

事業所名	法人名	事業の種別
デイサービスののか	(株)アイズ	(介護予防)認知症対応型通所介護
定員	所 在 地	指定年月日
12名	岬町淡輪158	初回指定:2017/8/1
	8番	更新指定:2023/8/1~2029/7/31
事業所名	法人名	事業の種別
看護小規模多機能型ホ ーム ひらり	㈱フラットワン	看護小規模多機能型居宅介護
定員	所 在 地	指定年月日
登録 25 名、通い 15	岬町多奈川谷川	初回指定:2020/7/1
名、宿泊8名	1847番地の40	更新指定:2020/7/1~2026/6/30

(現況)※【 】内は利用者のうち本町被保険者数。令和5年7月現在。

グループホームなぎさ 利用者18名【18名】、ひらり 利用者9名【9名】、 ぽぽろ淡輪デイサービスセンター 利用者23名【23名】平均利用者数10.7名、陽 だまり岬 利用者13名【3名】平均利用者数6名、デイサービスののか 利用者11 名【11名】平均利用者数9名、看護小規模多機能型ホームひらり 利用者15名【15名】

②他市町村指定

(地域密着型通所介護) 利用者 3名(泉南市2名・阪南市1名)

・他市町村指定についての考え方

地域密着型サービスは、当該市町村が指定、指導権限を有し、その利用は当該市町村の住民に限られる。ただし、市町村の判断により他市町村の利用者が利用することが可能。

(認知症共同生活介護について)

- ア) 本町の被保険者が他市町村の認知症共同生活介護を利用する場合
- イ) 他市町村の被保険者が本町の認知症共同生活介護を利用する場合

法の趣旨からすればそれぞれの市町村のグループホームのみ利用可能とのことであるが、本町の場合 1 箇所のみの整備であり、利用者のニーズが当該グループホームに一致しない場合や、満室などの場合に比較的長期に待機する必要がある。そのため、泉南市、阪南市のグループホームについては、原則として相互指定を行い、その他の市町村については、個別事情により判断する。なお、他市町村指定には、当該市町村の同意が必要。ただし、法の趣旨を鑑み、本町のグループホームについては、定員の3分の1を超えない範囲での他市町村の受入れを行う。

(他の地域密着型サービスについて)

ア) 居住系サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定 入所者生活介護)

本町には整備されていないが、すでに特別養護老人ホームが町内に整備されているこ

とから原則として認めない。

イ) 居宅系サービス(定時巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、 夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多 機能型居宅介護(複合型サービス)、地域密着型通所介護)

個別の事情に応じて判断を行う。なお、原則として、同様のサービスで対応できる場合は、他市町村指定は行わない。

■指定・指導について

平成29年度から、地域密着型サービスにかかる指定・指導は、泉佐野市・泉南市・阪 南市・熊取町・田尻町・岬町広域福祉課にて実施する。

■運営推進会議について

•運営推進会議の取り扱いについて、令和2年2月28日付厚生労働省老健局事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて(第3報)」により、運営推進会議の開催について、新型コロナウイルス感染症拡大時の対応が示された。

令和5年5月1日付厚生労働省老健局事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取り扱いについて」より、上記取り扱いを終了することより、岬町においても運営推進会議の開催方法については、対面又はオンラインでの開催を基本とする。

なお、事業所内で感染者が発生した等の事情で書面開催等の必要性が生じた場合は柔軟に対応する予定。